

第2回西岐波中学校区地域協議会会議録

1. 開催の日時及び場所

令和7年9月2日（火） 18：30～20：00

西岐波ふれあいセンター 講堂

2. 傍聴者

7人

3. 出席者

出席委員 12名（欠席委員1名）

事務局職員 7名

4. 次 第

（1） 開会

（2） 議事

1 課題の対応策について

2 今後の進め方について

（3） その他

【1 課題の対応策について】

（会 長）： 只今から、第2回協議会を開催します。前回の第1回協議会で常盤地区の考えがまとまった上で協議を進めた方が良いとの意見があったため、その後、私と事務局で何度か打合せをしました。その中で、計画一本鎗ではなく、いくつかの折衷案や可能性を模索しながら、委員の皆様が共通の着地点を認識した上で今後の協議を進めていきたいという話をさせていただきました。未完成ではありますが、私から課題や今後の進め方を提案させていただきましたので本日議論させていただきたいと思います。

では、始めに課題の対応策について事務局から説明をお願いします。

（事務局）： ≪課題の対応策について、資料1を説明及び8月7日に亀浦台、亀浦西、北則貞、東則貞C、東則貞Bの自治会（以下、「5自治体」という。）から計画の再考を要望する署名の提出があった旨の報告≫

（会 長）： このことについて、何か意見はありますか。

（委 員）： 課題の対応策の中の学校選択制のところで利用期限を定める根拠が分かりません。また、これまでの事務局の説明だと地域の自主性を重視されるということでしたが、「他の再編地区との整合性を図っていく」と言われても理解しがたいです。

（事務局）： 様々な課題がありますが、大前提として、教育委員会では、常盤小学校の児童は全員西岐波中学校に進学するよう再編するという計画を進めたいと考え

ています。一方で、子どもが常盤中学校に進学することを見据えて土地を買ったという話もいただきました。それも踏まえ、西岐波中学校への進学を分かった上で常盤小学校区に住んでいただけるよう周知する期間を考慮して、期限を定めた上で一定の期間、学校の選択を可能としたいと考えました。他の再編区域でも学校選択制の廃止は概ね受け入れていただいています。土地の購入の件も踏まえ、同様の配慮が必要だと考えます。そういった意味で「整合性を図っていく」とさせていただきます。

(委員) : 地域の主体性を考慮していただけるのであれば、時限措置を設けるのは理解できません。また、常盤の一部地域を恩田小学校区へ区域変更する場合、地域が新しい区域に馴染むには20～30年と非常に長い時間がかかり、簡単な話ではありません。計画ありきで話がすべて進んでいくことが疑問です。自治会で今後の地域のあり方を話し合った上で、協議会にて意見させていただきたいと思います。

【2 今後の進め方について】

(会長) : 計画ありきという意見や、署名が提出されたことを考慮して、今後の進め方について、私と事務局で話し合いをさせていただきました。

第1回協議会の反省として、ある程度方針を決めた上で着地点を模索していくのが重要だと考え、現在の方針を整理し、その課題に対する解決策を検討したいと考えています。その中で自治会の方々にも負担をかけることがあると思います。例えば恩田小学校区へ区域変更すると、同じ小学校に通っているのに別の地区の運動会に参加するという状況になってしまいます。自治会と一緒に生活、活動するコミュニティであるため、そういった事の整合性も取らなければなりません。このような様々な課題を提示させていただいた上で、自治会の在り方を決めていかなければならないと考えています。そのために協議会から新たな方針(案)を出して、自治会としてできるだけ多くの方が納得できるものを選んでいただき、それをこの協議会での実行方針として市の方に対応していただきたいと考えています。

(会長) : ≪今後の進め方について(会長案)、資料2を説明)

4①について、「自治会は11月末までに応答する」とありますが、各自治会の臨時総会等で意見をとりまとめたため、実際にはもう少し時間がかかっても仕方がないと思っています。ただ、最低でも今年度中に協議会の方針を決定し、来年度はそれに対する解決策を考えるということを提案したいと思います。意見がありましたら、お願いします。

(委員) : 市に署名が出された地域のうち、亀浦台には現在小学生がいません。子どものためという観点も大事にしながら、自治会に問いかけていただきたいです。

(会長) : 分かりました。

(委員) : 亀浦東、亀浦北、東則貞A(以下、「3自治体」という。)の方が署名に参加していないのは、小中一貫校に前向きであると捉えても良いのでしょうか。

- (会 長) : 署名してまで意見をする必要がないと判断されたと捉えています。署名していない方たちにも現計画通りに進めて良いかという意味を確認したく、4つの方針(案)を考えました。
- (委 員) : 例えば5自治会だけ2年後に西岐波中学校に進学することが決まって、3自治会は学校選択制の導入や計画の先延ばしということもあり得るのでしょうか。
- (会 長) : 全ての8自治会に方針(案)の希望順位をつけていただき、それを元に新たに常盤小学校側の委員で構成する専門部会を立ち上げ調整したいと考えています。今回対象の地域の中で飛地ができるという状況は避けたいと思います。
- (委 員) : 藤山中学校区の再編に比べて、西岐波中学校区は進め方が早急過ぎではないかと感じています。他の再編地区は、数年前から住民に対して説明がされていたのに対し、西岐波は住民への説明が何もない中で決まった計画だとお聞きしました。本当はもっと早めの周知が必要だったと思います。
- (事務局) : 中学校区の再編が令和9年度からというのは、他の地区も同じです。藤山中学校区の施設一体型小中一貫校については、小学校の統廃合で新しい学校を設置しなければならないため、その期間を考慮し最短で令和15年度開校としています。また、神原小、琴芝小、見初小の統廃合は平成20年度頃からあった話ですが、鵜ノ島小に関しては、地域の方にとってはこの計画で初めて出た急な話であったと思います。適正配置の観点では、西岐波中学校区は現在極端に子どもの数が減っているわけではないため、思いがけない話しと思われたと考えています。そのため、引き続き地域の方々の御意見を聞きながら対応していきたいと考えています。
- (委 員) : 藤山中学校区の小中一貫校が、令和15年度開校というのも急な話だと捉えているということですか。
- (事務局) : 今回の計画で初めて出た話ですので、急な話のように捉えられていると思います。鵜ノ島小学校が廃校になり新しく学校を設置するには、それ相応の期間を要しますので、令和15年度開校予定となっており、周知期間を十分に取るためとは異なります。西岐波中学校区とは少し状況が違うと考えています。
- (会 長) : その他に何か意見はありますか。
- (委 員) : 私は小中一貫教育を導入する根拠がないと考えており、提示されている学校選択制の時限措置については再検討する必要があると思っています。行政が子どもがどこで教育を受けるかという自由を奪うのであれば、それなりの根拠が必要だと思います。小中一貫校には良い点もありますが、悪い点もあり、計画ありきで学校選択制の時限装置を設けるのは行政権力を行使しすぎだと思います。この点については新しく設置される専門部会で議論させていただきます。また、常盤小学校側の委員では西岐波中学校への進学は受け入れないという意見で一致していますが、今回提示された4つの方針(案)を自治会に問いかけたところで関心のある一部の方の意見しか聞けず、逆に全員の

意見を聞けば意見が割れて現計画となり、行政の思惑通りになるのではないかと危惧しています。せっかくの機会なので、今まで自治会に関心がなかった方も含めて今一度地域とは何かを考えるきっかけにして、行政に私たちの要望をしっかりと伝えられる住民になれたらと思っています。

(会 長) : 学校選択制の時限措置は、小中一貫校の計画を進めていくため考えられたものだとは推測します。住民内でも計画に対する温度差があり、それを調整する時間もなかなか取れていません。この案をそのまま自治会に提示することも、検討時間を延長することもできると思います。今後、自治会への提案資料を作るにあたり、常盤小学校側の委員で専門部会を立ち上げるという話が出ています。その中でもう一度、4つの方針（案）を検討した上で自治会に問いかけたいと思いますが、よろしいでしょうか。自治会からありたい姿を出していただくのも難度が高いため、今回はこちらから方針（案）を提案させていただきます。

(委 員) : 当事者が何年か毎に変わる度に計画を先延ばしにすることを繰り返すのは意味がないと思うので、方針（案）についてはより内容を詰める必要があると思います。学校選択制の時限措置の有無については自治会が重要視すると思うので、まずはそこを専門部会でしっかりと話し合った上で方針（案）を示したいです。個人的には、自治会に入っていない人や子どもが少ない自治会がある中で、自治会をベースに意見を確認して良いのか懸念しています。難しいかもしれませんが、そこについても専門部会で考えられたらと思います。

(会 長) : では、専門部会を立ち上げるということでお願いします。本日の方針（案）を基本にし、自治会の方が希望する案を選択できるような形で調整していきたいと思います。専門部会の立ち上げにより今後のスケジュールが少し遅れるかもしれませんが、今年度中にはある程度の方針が決められるようにしたいと思います。その他、意見がありましたらお願いします。

(委 員) : 常盤小学校区でも、特例として他地区で行われている就学学校変更願を使うことはできますか。

(事務局) : 中学校区の再編によって兄弟姉妹と進学先が別になってしまうことを避けたい場合には、就学学校変更願を出していただくことを検討しています。ただ、これについても期限を設ける方向で考えています。常盤小学校区で学校の選択を認める場合も学校選択制ではなく、この制度を利用することになると考えます。

(委 員) : 小中一貫教育は、小中学校の指導体制や方法の違いを解消するための教育だと解釈していますが、そもそも学校によって授業の進め方が違うのはおかしいと思います。小中一貫校にせず、学校による教育の違いを見直す方が良いのではないのでしょうか。また、計画により通学距離が延びる生徒もいます。子どもたちの命を第一に考えるのであれば、気候変動なども考慮し、計画をもう少し柔軟に考えていただけたらと思います。

(事務局) : 学校によって教育の違いがあったら、良くないという御意見でしょうか。

(委員) : そうです。小中一貫教育を導入しなくても、現時点で進学する中学校によって授業の進め方などに違いがあるのであればおかしいと思います。

(事務局) : 小中一貫教育での違いは学校による違いではなく、発達段階による違いです。

例えば小学校では学級担任が全教科を教えており、中学校では教科担任がそれぞれの教科を教えるという指導体制の違いがあります。また、評価方法だと小学校は3段階、中学校では5段階や進路に合わせた評価を行うといった違いもあります。あえて学校による違いを言うのであれば、例えば総合的学習の内容が地域の特色によって異なるということはありません。しかし、この違いについては地域に根差した学習として文部科学省が認めています。あくまで学習指導要領に基づいて指導を行うため、進学先によって全く違う授業をすることはありません。これは、小中一貫教育においても同じです。

(委員) : 地域によって子どもが目指す理想の姿に違いが生まれるのがおかしいと思っています。どこの学校も同じような子ども像を目指すのであれば、それを習得するための資源は何でも良いと思います。今は文部科学省が小中一貫教育を推奨していますが、何年後かには効果が実証できずやめる可能性もあります。そう考えると、公立で小中一貫教育を導入する意義はあまり感じません。

(事務局) : 小中9年間で目指す子ども像は地域ごとに設定しています。そこには文言等の若干の違いは存在しますが、全体的にそこまで大きな違いはありません。地域の歴史により学習内容に若干の違いが出ることはありますが、総合的な学習や地域教育では、その違いは認められていると解釈されています。

(委員) : どこの学校も目指す子ども像は同じでそれを習得するカリキュラムが地域資源によって若干違うのであれば、小中一貫校でなくても転校して他の地域で学ぶのも良いですね。となると、小中一貫教育の意義とは何なのでしょう。恐らく補助金が出るから小中一貫教育を推進したいだけではないのでしょうか。もちろん学校施設の老朽に対し、いかに国の補助金を獲得して良質な教育環境を整備するかというのは重要な問題だと思います。そうであれば行政には素直にそういう目的で小中一貫教育を推進したいと言っていた方がまだ理解できます。小中一貫教育をまやかしのように使って、地区の再編を進めるのは理解できません。例えば異動等で校長が変われば、学校は変わります。都会の私立が完全に小中一貫教育を行うのは意義があると思いますが、田舎でそれを無理強いするのは違うと思います。

(事務局) : 通学距離について回答します。常盤小学校は元々、子どもの増加により開校しました。それまでは、西岐波小学校から離れた地区に住んでいる児童はバスで通学していたと聞いています。常盤小学校の開校により徒歩での通学が可能になりましたが、これからは子どもが減っていき、元の形に戻る可能性もあります。子どもにとってより良い教育が提供できる学校規模を維持するために、申し訳ないですが通学距離は今までより長くなります。それと同時に気候変動などの問題もありますので、子どもたちが安心安全に通学できる方法については考えていかなければなりません、通学距離を短くすること

はこれからの時代は難しいと考えています。

- (会 長) : 少子化で学校が成立しないという話は、常盤小学校区に当てはまるのかという問題もありますが、何よりも子どもたちが安全に通学して成長できるかが一番の課題であり、それを解決できるようこの協議会が存在すると考えています。まずは、常盤小学校区の委員で専門部会を実施した上で、自治会に希望する方針を問いかけ、その上でこの地区の計画を決めていきたいと思います。

【3 その他】

- (事務局) : 本日の協議会の内容につきましても、協議会だよりを作成して保護者や地域の方々に保護者連絡ツール「S i g f y」や班回覧などで周知しながら情報提供を図っていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。
以上で第2回地域協議会を終了させていただきます。